

社会福祉法人にぎやか会役員等の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にぎやか会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という）の費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、職員が役員となっている場合は支給しない。

2 支給額は、理事会・評議員会等の出席について、一回5,000円とする。

3 役員のうち、常勤の役員に対して、前項の規定にかかるわらず月額300,000円の範囲内において、支給することができる。報酬額については、評議員会が定める。

4 常勤の役員について、退職金を支給することができる。支給額等については、職員退職手当規程に準じて支給する。

(期末手当)

第3条 常勤の役員に対しては、期末手当を支給することができる。支給額等については、職員給与規程の期末手当に準じて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	1日	県内	1,500円
		県外	2,500円
宿泊料	1泊		13,000円

4 職員が役員等を兼ねている場合において、職員の旅費規程により旅費が支給されたときは、前2項の規定の適用はしない。

(その他必要な事項)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日より適用する。